

議案第30号

大和郡山市道の本市行政区域内への設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、下記のとおり大和郡山市と協議の上、同市が本市行政区域内に大和郡山市道を設置することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

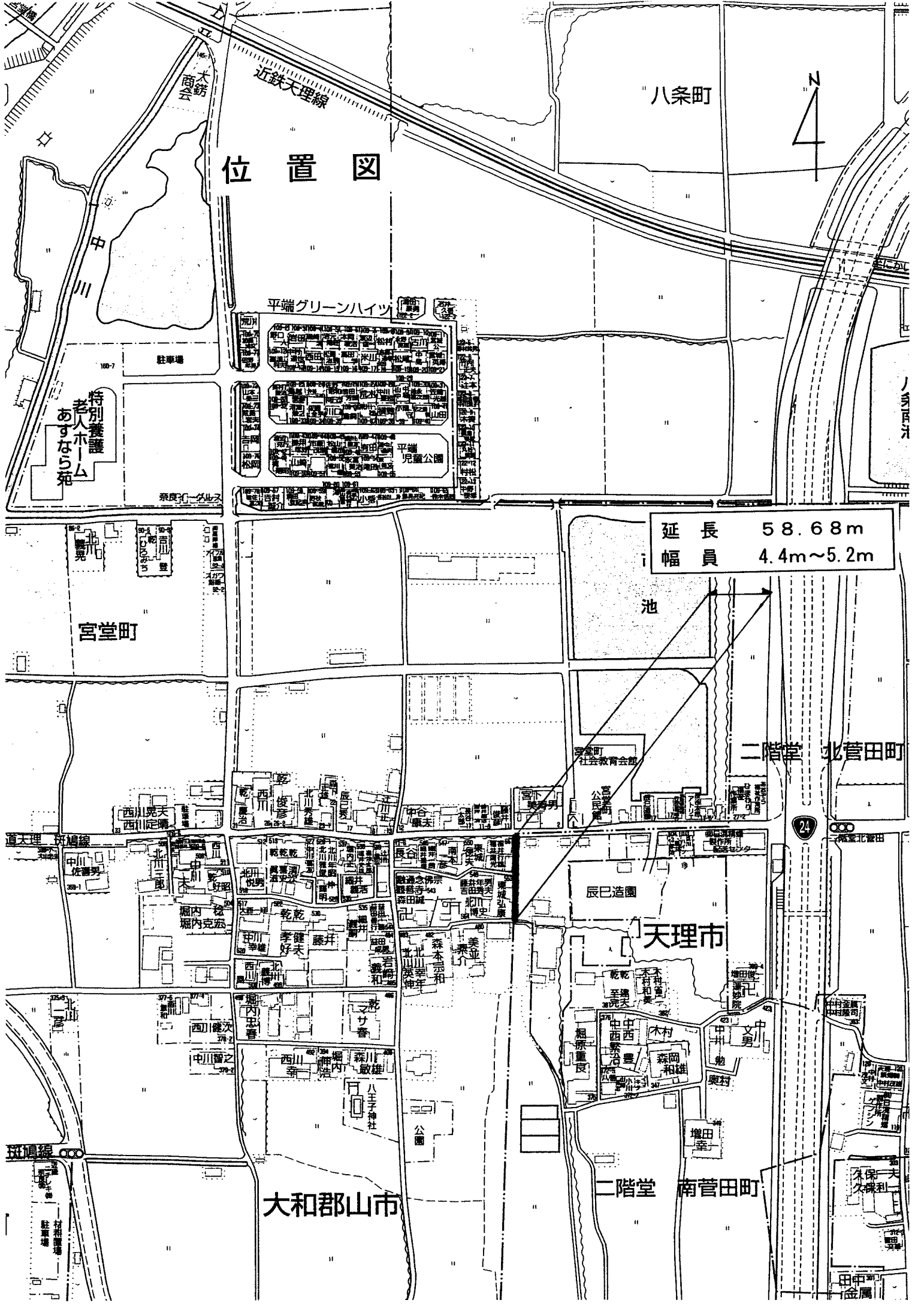
平成19年3月1日提出

天理市長 南 佳 策

記

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 大和郡山市道宮堂地内線  |
| 2 | 設置の場所   | 天理市二階堂南菅田町404番1<br>天理市二階堂南菅田町404番2<br>天理市二階堂南菅田町405番2<br>天理市二階堂南菅田町405番3 |
| 3 | 設置の目的   | 市道拡幅のため  |
| 4 | 位置図     | 別紙のとおり   |

# 位置図



延長 58.68m  
幅員 4.4m~5.2m

天理市

大和郡山市

二階堂 南菅田町

宮堂町

二階堂 北菅田町

池

平端グリーンハイツ

特別養護老人ホーム  
あすなろ苑

平端児童公園

駐車場

奈良第一ゴルフ

斑鳩線

近鉄天理線

24

ノビル

朱保大久保利一

田中

金